

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開

社会福祉法人平成会では、以下の障害福祉サービスにおいて処遇改善加算を取得し、職員の賃金改善や職場環境の改善に取り組んでおります。

### 【1. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況】

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ホームラン	就労継続支援A型	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
農業天国	就労継続支援A型	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
ブナの木園	就労継続支援B型	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
マイリバー	就労継続支援B型	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
ルンルン	就労継続支援B型	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
第2ブナの木園	就労継続支援B型	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
第2ブナの木園	就労移行支援	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
第2ブナの木園	生活介護	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
ニコニコハウス	短期入所/宿泊型自立訓練	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
ニコニコハウス	自立訓練（生活訓練）	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
うららか	生活介護	加算Ⅱ	特定加算Ⅰ
コスモス	共同生活援助 (指定共同生活援助)	加算Ⅱ	特定加算Ⅱ
あかね	共同生活援助 (指定共同生活援助)	加算Ⅱ	特定加算Ⅱ
竹林ハウス	共同生活援助 (指定共同生活援助)	加算Ⅱ	特定加算Ⅱ

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開

### 【2. 職場環境等要件について 】

	職場環境等要件	当法人としての取組
資質の向上	<p>★ 働きながら介護福祉士等の資格を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援</p>	<p>資格取得制度として、社会福祉主事任用資格通信課程の受講費を全額法人で負担している。社会福祉士等の三福祉士の何れかの資格を取得した方に奨励金を支給、合わせて、資格手当を毎月支給し、資格取得を奨励し、資質の向上を促している。</p>
労働環境・処遇の改善	<p>★ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</p> <p>★ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実</p>	<p>雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る内部研修等で啓発に努めている。</p> <p>子の看護休暇及び介護休暇を年間5日を上限とし、有給で付与している。</p> <p>職務内容の変更等産前の母体保護のための配慮を行っている。</p>
その他	<p>★ 非正規職員から正規職員への転換</p>	<p>非正規職員から正規職員への転換の時期を早期化し、待遇改善を図っている。</p>